白川町訓令甲第５４号

庁　中　一　般
各 出 先 機 関

白川町地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

令和８年９月１日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町地域おこし協力隊設置要綱

白川町地域おこし協力隊設置要綱（平成２５年白川町訓令甲第７号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条～第５条）
第２章　任用型地域おこし協力隊員（第６条～第１３条）
第３章　事業者委託型地域おこし協力隊員（第１４条～第２０条）
第４章　雑則（第２１条～第２４条）
附則

第１章　総則

（設置）

第１条　人口の減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を図るとともに、地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成２１年３月３１日付総行応第３８号総務事務次官通知）に基づき、白川町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置し、協力隊には地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）を置く。

（協力隊の活動）

第２条　協力隊員は、地域の活力維持・強化及び地域の誇りと魅力の再発見に資するため、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

(1) 地域おこし支援活動
(2) 移住・定住及び地域間交流の促進活動
(3) 地域資源の発掘、活用及び情報発信支援活動
(4) 農林水産業、商工業及び観光産業の活性化に関する活動
(5) 水源及び環境保全活動
(6) 地域コミュニティ及び住民活動団体等の活動への参加
(7) その他町長が必要と認めた活動

（協力隊員の要件及び委嘱）

第３条　協力隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 生活の拠点を、３大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域を除く。）から白

川町の活動地区へ移し、住民票を移動する者
(2) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第１６条に規定する欠格条項に該当しない者
(3) 心身がともに健康で、誠実に活動できる者
(4) 地域おこしに意欲があり、地域住民等と積極的に協働ができる者

（協力隊員の区分）

第４条　協力隊員の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 町長が会計年度任用職員として任用する協力隊員（以下「任用型協力隊員」という。）
(2) 町長が第１４条第１項の規定により業務委託契約を締結した事業者（以下「受入事業者」という。）に雇用される協力隊員（以下「事業者委託型協力隊員」という。）

（委嘱期間）

第５条　協力隊員の委嘱期間は、会計年度の範囲内で１年以内とする。
２　町長は、協力隊員の活動状況等を勘案し、１年ごとにその委嘱期間を延長することができる。ただし、通算の委嘱期間は３年を超えることはできない。
３　前項の規定にかかわらず、協力隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間が生じた場合、１年を限度として、当該中断する期間と等しい期間を通算の委嘱期間から除くことができる。

第２章　任用型地域おこし協力隊員

（任用型協力隊員の身分及び任用）

第６条　任用型協力隊員の身分は、法第２２条の２第１項第２号に規定するフルタイム会計年度任用職員とする。
２　任用型協力隊員の任用手続については、白川町会計年度任用職員事務処理要綱（令和２年白川町訓令甲第４１号。以下「事務処理要綱」という。）の規定による。

（任用型協力隊員の勤務条件）

第７条　任用型協力隊員の勤務日、勤務時間、休日、休暇等については、白川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年白川町規則第６号）のフルタイム会計年度任用職員に関する規定を適用する。
２　所属課長は、任用型協力隊員に週休日又は休日において特に勤務することを命じた場合には、前項の規則の規定に基づき、週休日の振替又は代休日の指定を行うことができる。
３　所属課長は、業務の都合上必要があると認めるときは、正規の勤務時間の割振り又は休憩時間の変更を指示することができる。

（任用型協力隊員の給料、手当等）

第８条　任用型協力隊員に支給する給料、手当（期末手当及び勤勉手当を含む。）については、白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白川町条例第３０号）及び白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和２年白川町規則第５号）のフルタイム会計年度任用職員に関する規定を準用する。
２　任用型協力隊員に支給する旅費については、事務処理要綱第１０条の規定による。

（任用型協力隊員の社会保険等の加入）

第９条　任用型協力隊員の社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険等）の加入については、事務処理要綱第１１条の規定による。

（任用型協力隊員の休暇の届出等）

第１０条　任用型協力隊員が休暇を取得しようとするときは、事務処理要綱第８条の規定に基づき、決裁を受けなければならない。

（任用型協力隊員の公務災害補償等）

第１１条　任用型協力隊員の公務災害補償等については、事務処理要綱第１２条の規定による。

（任用型協力隊員の営利企業等の従事制限）

第１２条　任用型協力隊員は、地域協力活動の妨げにならない範囲において、白川町に定住するために、当該活動の延長上又は他の営利活動により、町が支給する給与及び手当以外の収入を得ようとする場合には、あらかじめ町長に申し出て法第３８条第１項に基づく許可を得なければならない。

（任用型協力隊員の退職及び辞職）

第１３条　任用型協力隊員は、自己都合によりやむを得ず任期満了前に退職しようとするときは、事務処理要綱第９条第１項の規定に基づき、退職願を提出しなければならない。

第３章　事業者委託型地域おこし協力隊員

（業務の委託及び身分）

第１４条　町長は、地域協力活動に関する業務を適切に実施できると認める事業者（以下「受入事業者」という。）に、当該業務を委託するものとする。

２　前項の規定により業務の委託を受けた受入事業者は、委託業務を実施するため、協力隊員（以下「事業者委託型協力隊員」という。）を雇用するものとする。

３　事業者委託型協力隊員は、受入事業者との雇用契約の下で地域協力活動に取り組むものとし、町との間に雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

（受入事業者の要件）

第１５条　受入事業者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人とする。

⑴　白川町内に事業所を有し、農林水産業、商工業、観光業、その他これらに準ずる分野における事業活動の実績があること。

⑵　委嘱期間終了後の当該事業者委託型協力隊員について、継続して雇用し、又は自社の事業の一部若しくは全部を承継し、若しくは当該協力隊員の起業・独立を支援する意向があること。

⑶　町税及び使用料等を滞納していないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は反社会的勢力との関係を有していないこと。

⑸　公序良俗に反する行為、又は社会通念上不適切であると認められる行為を行っていないこと。

（受入事業者への委託料）

第１６条　町長は、受入事業者に対し、予算の範囲内において委託料を支払うものとする。

２　前項の委託料の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

⑴　雇用した事業者委託型協力隊員の人件費、社会保険料（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料等）及び福利厚生等に係る経費

⑵　事業者委託型協力隊員の活動、研修等への参加に係る経費

⑶　その他町長が必要と認める経費

（受入事業者の義務及び活動報告）

第１７条　受入事業者は、委託業務に基づき、事業者委託型協力隊員の地域協力活動の支援及び調整を適切に行うとともに、当該協力隊員の活動内容について、毎月、活動報告書により、翌月１０日までに町長に報告しなければならない。

２　町長は、必要があると認めるときは、受入事業者に対し、委託業務の実施状況について、聞き取り、立入り若しくは関係書類等の提出を求め、又は改善の指導を行うことができる。

（事業者委託型協力隊員の給与及び勤務条件等）

第１８条　受入事業者は、第１６条第１項の規定に基づき支払を受けた委託料のうち、人件費に相当する額以上の額を、給与、諸手当等として事業者委託型協力隊員に支払わなければならない。

２　事業者委託型協力隊員の勤務日、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件については、受入事業者の就業規則その他雇用の条件等に従うものとする。

（受入事業者の委託業務の変更及び報告）

第１９条　受入事業者は、次の各号のいずれかの事実が生じた場合は、必要な措置を講じた上で、速やかに町長に報告しなければならない。

(1) 受入事業者の経営上の理由等により、委託業務の継続が困難になったとき。

(2) 雇用した事業者委託型協力隊員から、辞職その他活動の取りやめの申出があったとき。

(3) 雇用した事業者委託型協力隊員に、傷病、妊娠、出産、育児等、活動を中断する事由が生じたとき。

２　町長は、前項の報告を受けたときは、受入事業者及び事業者委託型協力隊員との３者協議により、業務委託契約の変更等の必要な措置を講ずることができる。

（委託料の精算）

第２０条　受入事業者は、各年度の委託業務が完了したとき、又は委託業務を中途で終了したときは、遅滞なく、業務報告書に支出の内訳を明らかにした実績報告書（収支決算書を含む。）を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の実績報告書等に基づき委託料の額を確定し、受入事業者に通知するものとする。

３　受入事業者は、第１６条第１項の規定により既に支払を受けた委託料が、前項の規定により確定した額を超えているときは、速やかに、その超えた額を町長に返還しなければならない。

第４章　雑則

（解嘱及び辞退）

第２１条　町長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その委嘱を取り消すことができる。

(1) 協力隊員本人から辞退の申出があったとき。

(2) 法第１６条に規定する欠格条項に該当するに至ったとき。

(3) 法令、就業規則若しくは契約上の義務に違反し、又は活動を著しく怠ったとき。

(4) 傷病等により活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(5) 協力隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(6) 協力隊員に活動の遂行及び継続の意思が認められないとき。

２　事業者委託型協力隊員の解嘱等に伴う受入事業者における雇用契約の取扱いは、受入事業者の就業規則その他労働関係法令の定めるところによる。

（守秘義務）

第２２条　協力隊員は、地域協力活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（町の役割）

第２３条　町長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

(1) 協力隊員の活動に関する総合調整

(2) 協力隊員の活動に関する住民等への周知及び広報

(3) 協力隊員の任期中又は終了後の定住及び起業・就業支援

(4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

（委任）

第２４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に白川町地域おこし協力隊員として委嘱されている者の任用、任期、勤務条件等については、改正後の第２章の規定を適用する。